

## 行為規制・民事効・エンフォースメント等について

## 中間整理における指摘

## 1. 行為規制

## (1) 基本認識

- ・「証券取引法及び証券投資顧問業法における規制を基本としつつ、対象となる投資商品を規制する既存の業法の規制等を勘案し、機能別・横断的に整理することが適当である。」
- ・「アマを対象とする投資商品の販売については投資家保護規定を拡充する一方、プロを対象とする投資商品の販売については規制を緩和すべきである。また、併せて規制全般について点検を行い、役割の低下したものについては、規制の見直しを行うべきである。」

## (2) 投資家保護規定の拡充

- ・「業務上の義務として、誠実・公正義務や善管注意義務を投資サービス業者に義務づけるほか、資産運用・助言業者について、①善管注意義務、②忠実義務、③自己執行義務、④分別管理義務を規定すべきである。」
- ・「受託者責任を具体化した義務については、適合性原則、最良執行義務、価格公表義務など、証券取引法や証券投資顧問業法において定められている義務について、その内容を再検討しつつ、金融商品やサービスの性質を踏まえて横断的な義務づけを行うことが適当である。」
- ・「各種の手数料の開示についても義務づけを行うなど、投資家保護の強化を図るべきである。」
- ・「適合性原則を如何に担保していくか、あるいは、広告規制の内容や書面交付・説明義務の内容、そのエンフォースメント手段などについては、元本欠損のおそれがあるか、元本を超える損失のおそれがあるか、といった商品のリスクの程度にも配意して検討が続けられるべきである。」

## (3) 「プロとアマ」の区分

- ・「行為規制についてプロ・アマの区分を設け、区分内容に応じた行為規制。一義

的にプロとされる範囲について明確な基準が必要である一方、アマとされる投資家であっても、その選択に応じてプロとなることについて投資家保護上の問題がなければ、プロとして取り扱われる選択肢を、あるいはプロとされる投資家であっても、アマとして取り扱われる選択肢を、用意することが適当である。」

## 2. 民事責任規定

- ・「適合性原則、禁止行為や元本欠損のおそれがある場合の説明義務を整備していく観点からは、金融商品販売法を、その内容の見直しを行いつつ、投資サービス法に統合することが望ましいと考えられる。
- ・「行為規制についての民事上の効果の付与については、民事法制の原則を修正するものであることから十分な検討が必要であるが、エンフォースメント充実の観点から、投資サービス業者が投資商品を販売する場合の行為規制や未登録業者による販売・勧誘行為などについて民事上の効果を付すことの是非について検討を継続すべきである。」

## 3. 金融経済教育

- ・「投資サービス法上、金融経済教育の位置づけを行うことについて検討を行うべきである。」

現行法の行為規制（資料 1—1）

主要国等における行為規制（資料 1—2）

我が国におけるエンフォースメントの機能・体制（資料 1—3）

金融商品販売法の概要（資料 1—4）

金融経済教育の位置付け（資料 1—5）

## 検討にあたっての考え方

### (1) 論点

- 論点1** 投資サービス法における行為規制としてどのようなものが含まれるべきか。
- 論点2** 投資サービス法における開示規制と行為規制の関係をどのように整理するか。
- 論点3** 適合性の原則のあり方についてどのように考えるか。
- 論点4** 金融商品販売法における説明義務を業法上の説明義務として位置づけることについて、どのように考えるか。
- 論点5** 不招請勧誘禁止等の対象範囲について、どのように考えるか。
- 論点6** 手数料の開示のあり方について、どのように考えるか。
- 論点7** 投資サービス業者であることの表示の義務付けについて、どのように考えるか。
- 論点8** プロ向けの場合に適用除外とすべき行為規制の範囲について、どのように考えるか。
- 論点9** 我が国におけるエンフォースメントの機能・体制の強化について、どのように考えるか。
- 論点10** 金融商品販売法における説明義務の見直しについて、どのように考えるか。
- 論点11** 金融経済教育を投資サービス法にどのように位置づけるか。

### (2) 行為規制の全体像 **論点1**

「中間整理」においては、行為規制について、証券取引法及び証券投資顧問業法における規制を基本としつつ、対象となる投資商品を規制する既存の業法の規制等を勘案し、機能別・横断的に整理することが適当とされている。個々の行為規制の適用のあり方については金融商品・サービスの性質を踏まえた検討が必要であるが、投資サービス法における行為規制の全体像として、例えば、以下のようなものが考えられるが、どうか。

#### 【全ての業務に関するもの】

- ・ 標識掲示義務
- ・ 広告規制
- ・ 投資サービス業者であることの表示義務（後述（8）参照）

### 【販売・勧誘に関するもの】

- ・ 誠実公正義務
- ・ 契約内容等の事前書面交付義務（後述（３）、（５）参照）
- ・ 契約締結後の取引報告書の交付義務
- ・ 適合性の原則（後述（４）参照）
- ・ 不招請勧誘の禁止（後述（６）参照）
- ・ 再勧誘の禁止（後述（６）参照）
- ・ 損失補填の禁止
- ・ 禁止行為（虚偽情報・断定的判断の提供等）
- ・ クーリング・オフ制度
- ・ 最良執行義務、価格公表義務

### 【資産運用・助言に関するもの】

- ・ 善管注意義務
- ・ 忠実義務
- ・ 禁止行為（利益相反取引、金銭・有価証券の貸付等）
- ・ 自己執行義務
- ・ 運用報告書交付義務（後述（３）参照）

### 【資産管理に関するもの】

- ・ 分別管理義務

## （３）開示規制と行為規制との関係 論点 2

証券取引法以外の各業法では、業者への行為規制として、販売・勧誘の場面においては事前の契約内容等の説明書面の交付を義務付けるとともに、運用の場面においては定期的な運用報告書交付を義務づけることを通じて、利用者への商品等に関する情報の適切な提供が確保されている。一方、証券取引法では、開示規制によって、販売・勧誘の場面においては、発行者が作成した目論見書を発行者又は証券会社等が投資家に交付することを義務付けるとともに有価証券届出書の当局への提出を義務付け（当局において公衆縦覧）、そしてそれ以降についても定期的な有価証券報告書の当局への提出義務付け（当局において公衆縦覧）により、利用者への情報提供が確保されており、証券会社等の業者に対する行為規制として、説明書面や運用報告書の交付義務は設けられていない。

このような業者に対する行為規制としての説明書面・運用報告書の交付義務と、開示規制としての有価証券届出書提出・目論見書交付義務、有価証券報告書提出義務との関係について、投資サービス法において、どのように整理する

か。

この点について、投資信託については、販売・勧誘の場面について、投資信託・投資法人法において投資信託委託業者に対する規制として約款についての説明書面交付が義務付けられている（同法26条2項）一方、公募の場合は、証券取引法の有価証券届出書提出・目論見書交付義務も課されている（証券取引法5条1項・15条2項）。両者の関係については、投資信託・投資法人法において、証券取引法上の有価証券届出書・目論見書により記載内容がカバーされている場合には、投資信託・投資法人法の説明書面交付義務を免除するとの規定（同法26条2項）により調整がなされている。

他方、資産運用の場面においては、投資信託・投資法人法において、投信信託委託業者に対する規制として、運用報告書の作成・交付が義務づけられている（同法33条1項）一方、公募により発行した場合は、証券取引法上も有価証券報告書の当局への提出義務（当局において公衆縦覧）が課されている（証券取引法24条1項）。有価証券報告書は、目論見書とは異なり投資家への交付義務はないことから、投資信託・投資法人法上の運用報告書との間で、特段の調整規定は設けられていない。

また、商品ファンド法及び不動産特定共同事業法では、開示規制としての目論見書交付・有価証券報告書提出義務はなく、説明書面・財産運用（管理）報告書の交付という販売業者に対する行為規制によって利用者への情報提供が確保されている（商品ファンド法16条・18条、不動産特定共同事業法24条・28条）が、商品投資販売業や不動産特定共同事業の場合、商品の組成と販売が一体化していることからすると、これらの法律における販売業者による説明書面・財産運用（管理）報告書は、発行者が作成する証券取引法上の目論見書・有価証券報告書と実態としてはあまり違いがないとも考えられる。

証券取引法上の有価証券届出書・目論見書、有価証券報告書制度は、開示制度の一貫として、その重要事項の虚偽記載に対して厳格なエンフォースメント（刑事罰・課徴金等）が設けられている等、利用者保護の観点から維持することが適当と考えられるが、どうか。

他方、私募の場合に、開示制度としての有価証券届出書提出・目論見書交付義務、有価証券報告書提出義務が課されない場合もあることや、有価証券報告書は利用者本人には直接は交付されないことを勘案すると、利用者への情報提供を確保するため、業者への行為規制として説明書面・運用報告書交付義務を課すこととしつつ、販売・勧誘の場面については、目論見書交付により情報提供が確保されている場合については、当該義務を免除することが考えられるが、

どうか。

#### (4) 適合性の原則のあり方 論点3

【平成11年7月 当部会「中間整理（第一次）」の整理】

上記「中間整理（第一次）」においては、適合性原則について、次のような整理がなされている。

- 適合性原則とは、狭義には、一定の利用者に対してはいかなる説明を尽くしても一定の金融商品の販売・勧誘を行ってはならないという意味（「狭義の適合性の原則」）。広義には、利用者の知識・経験、財産力、投資目的等に照らして適合した商品・サービスの販売・勧誘を行わなければならないといった意味（「広義の適合性の原則」）。
  
- 狭義の適合性原則については、一定の取引について一律の無効とすることを法令で明示的に規定することは困難であることから、むしろ取引・契約の成否ではなく、その前段階としての勧誘行為に着目し、一般的な個人に対して極端にリスクが大きい金融取引の勧誘行為等、狭義の適合性原則に準じた、一定の勧誘行為を禁止することの適否やそのあり方について、引き続き検討していく必要がある。
  
- 広義の適合性原則については、業者ルールとして考えた際、業者が利用者の属性等について知ることが必要になるが、利用者の協力には限度があり、義務付けることは難しく、むしろ業者が利用者について知るための十分な体制整備を行うことなど、業者の内部的な行為規範を義務づけるべきではないか、との意見が太宗を占めた。なお、不適合と判断される利用者が取引を希望する場合に、取引自体の禁止は困難としても、利用者への警告を行うことを義務づけること等の対処ができないか、との意見が見られた。

適合性原則については、現行法上の関連規制を踏まえ、投資サービス法においてどのような規定を置くかについて検討することとしてはどうか。

また、上記の「狭義の適合性原則」の問題については、「中間整理（第一次）」以後導入された不招請勧誘禁止等のあり方（後述（6））ともあわせ、検討することが妥当とも考えられるが、どうか。

### 【現行法の規定】

現行各業法等において、一般に「適合性の原則」に関係する規制とされているものは、以下の3つに分かれる。

- ① 適合性の原則に違反する行為を禁止しているもの（証券取引法43条1号、金融先物取引法77条1号、信託業法24条2項等）
- ② 適合性の原則が遵守されるよう体制整備を義務づけているもの（銀行法12条の2・同法施行規則13条の7、保険業法100条の2・同法施行規則53条の7等）
- ③ 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項を含む勧誘方針の作成・公表を義務付けているもの（金融商品販売法8条2項）

上記①に該当する規定についても、具体的な規定ぶりについては、以下のように分かれている。

- イ) 「顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘」（証券取引法等）
- ロ) 「損失を被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、契約等をする行為」（商品ファンド法、不動産特定共同事業法等）

### 【適合性原則のあり方】

以上の通り、現行各業法等では、適合性原則について様々な規制が置かれているが、投資サービス法において規制の横断化を検討していくにあたり、どう考えるか。

適合性原則は、投資サービス法において、事前説明義務と並んで、利用者保護のための販売・勧誘に関するルールの柱となるべき規制と考えられることから、投資サービス法の規制対象となる金融商品・サービスについては、体制整備にとどまらず、現行の証券取引法等と同様の規制として位置づけることが適当と考えられるが、どうか。

また、適合性原則における考慮要素としては、現行証券取引法の「知識、経験、財産」を対象とすることが考えられるが、どうか。この点に関し、米国や英国では「投資の目的」も考慮要素とされているが、どう考えるか。

英国の金融サービス・市場法に基づく業務行為規範（Conduct of Business: COB）では、業者がある商品・サービスについて勧誘を行った場合は、契約締結前に、当該業者が当該顧客のニーズや財務状況を勘案し、当該商品・サービスが適当と判断した理由を説明する「適合性レター」を送付することを義務づけ

ている（COB 5.13.14R）が、投資サービス法において、同様の方法をとることについて、どのように考えるか。

## **（５）金融商品販売法における説明義務の業法上の義務化** 論点 4

金融商品販売法では、「金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれ（いわゆる「市場リスク」）」、「金融商品の販売を行う者その他の者の業務又は財産の状況の変化を直接の原因として元本欠損が生ずるおそれ（いわゆる「信用リスク」）」等について、「金融商品の販売が行われるまでの間に」説明する義務を課し、その違反に対して損害賠償責任や損害賠償額の推定といった民事上の効果を付与する規定が設けられている（同法3条～5条）。

「中間整理（第一次）」（平成11年7月）では、「業者ルールとしての説明義務については、利用者に対する重要事項の提供の業者への義務づけとして考えることができる。ルールの明確性を保ちつつ、金融商品の多様性にも対応していくためには、例えば、重要事項と考えられる事項については、法令等において、各商品に共通のミニマムスタンダードとなる事項や、商品分野毎の基本的な重要事項を明示した上で、さらなる細目については、民間の自主ルール等に委ねるといった対応が考えられる。」とされている。

現行の各業法の中には、証券取引法のように事前の説明義務が課されていないものもあるが、投資サービス法においては、金融商品販売法上の説明義務と同内容の説明義務を行為規制の1つとして位置付け、違反に対して監督上の処分を発動可能とすべきとの指摘があるが、どう考えるか。

## **（６）不招請勧誘の禁止** 論点 5

不招請勧誘の禁止については、「中間整理」においても複数の意見を掲げつつ、こうした意見やトラブルの実態などを踏まえつつ、引き続き検討を行うべきとしている。

「中間整理」に対する意見募集に対して寄せられた意見としては、以下のようなものがある。

- ・ 広く金融商品一般についての行為ルールとして、不招請勧誘を原則禁止とすべきである。
- ・ 金融取引被害のほとんどが、不招請の電話・訪問勧誘を端緒として

引き起こされてきたといっても過言ではないため、個人のプライバシーや個人情報保護の観点からの問題も踏まえ、不招請勧誘禁止の投資サービス法における導入は不可避。

- ・ 不招請勧誘の禁止については、利用者が金融商品・サービスと接する機会を減らすという面があるため、禁止の範囲拡大については慎重であるべき。
- ・ 画一的な不招請勧誘の禁止については、それぞれの金融商品・サービスの特性、販売・勧誘ルールの遵守体制、トラブルの実態等を十分に勘案のうえ、慎重に検討すべき。

この点につき、外為証拠金取引に関連した金融先物取引法改正を提言した当部会報告書（平成16年6月23日）では、「適合性の原則が遵守されるのであれば営業活動を制限すべきではないとの意見もあったが、外国為替証拠金取引については、その商品性に疑問を呈する意見もある中、電話や個別訪問による勧誘を受け、リスクについて理解しないまま受動的に取引を開始したことによるトラブルから社会問題に発展していることに鑑みると、外国為替証拠金取引及びこれに類似するデリバティブ取引については、不招請勧誘を禁止することが望ましい」と指摘されている。

当報告書の考え方を踏まえ、投資サービス法における金融商品・サービスの販売・勧誘に対する規制として、原則は適合性原則の適用によって利用者保護を図ることとしつつ、商品性、販売・勧誘の実態や利用者の被害の状況に鑑み、適合性原則の遵守をおよそ期待できないような場合に、利用者保護の観点から不招請勧誘の禁止を課すことを検討するべきとの指摘があるが、どう考えるか。

このような考え方による場合、投資サービス法において、不招請勧誘禁止の規定を設け、利用者保護上問題が生じる場合に機動的に対象にできる枠組みを設けることとしつつ、当面の適用対象は、現行の範囲（金融先物取引）に限定することが考えられるが、どうか。

また、商品取引所法においては、顧客が取引を行わない旨の意思（当該取引についての勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む）を表示した顧客に対する勧誘（再勧誘）を禁止している（法214条5号）。これを参考に、投資サービス法において、不招請勧誘禁止に加え、新たな義務として導入し、不招請勧誘禁止を課すには至らないが、利用者の意思に反する再勧誘を認めることが適当でないと思えられる商品・取引に対して適用することが考えられるが、どうか。

## (7) 手数料開示のあり方 **論点6**

「中間整理」では、各種手数料の開示についても義務づけを行うなど、投資家保護の強化を図るべきと指摘されている。

### 【現行法上の規制】

現行法では、手数料開示について、以下のような規制がなされている。

#### ① 投資信託

「受託者及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項」が約款記載事項とされ、約款記載事項については事前交付書面に記載すべきこととされている（委託者指図型投資信託について、投資信託・投資法人法25条1項11号、26条2項。委託者非指図型投資信託及び投資法人も同様）。

#### ② 信託

「信託報酬に関する事項」について、信託契約締結前に説明し、契約締結時の交付書面に記載すべきこととされている（信託業法25条、26条1項11号）。

#### ③ 商品ファンド

「商品ファンドから支払われる管理報酬及び手数料について、その支払先、計算方法、支払額、支払方法及び支払時期額が未定の場合はその旨」を、契約締結前の交付書面に記載すべきこととされている（商品ファンド法16条、商品投資販売業者の業務に関する命令3条1項23号）。

#### ④ 不動産特定共同事業

「不動産特定共同事業者の報酬に関する次の事項」として「報酬の計算方法、支払額（未定の場合はその旨）、支払方法、支払時期」を掲げ、これらを契約締結前の交付書面に記載すべきこととされている（不動産特定共同事業法24条1項、同法施行規則20条23号）。

#### ⑤ 金融先物取引

「委託手数料の料率又は額」について、契約締結前の交付書面及び広告において記載すべきこととされている（金融先物取引法68条2号、70条1項）。

#### ⑥ 商品先物取引

「委託手数料の額、徴収の時期」について、契約締結前の交付書面において

記載すべきこととされている（商品取引所法217条1項4号、同法施行規則104条1項6号）。

（注）このほか、変額保険・年金については、法令上の規定はないが、各保険会社において、資産運用関係費や保険契約関係費を自主的に開示している。

#### 【手数料開示のあり方】

ここにいう「手数料」の範囲が問題であるが、「中間整理」に至るまでの議論を踏まえれば、大きく、① 顧客から業者に直接・間接に支払われる手数料（投資信託における信託報酬や証券会社への販売手数料、変額年金保険における運用関係費用等）と、② 商品の組成業者（例えば、投資信託会社や保険会社）が、販売業者（証券会社や保険募集人等）に対して支払う販売手数料、の2つの場面における手数料が問題と考えられるが、どうか。

①の手数料については、上記の通り、現行法上、各業法において、利用者への開示が義務づけられているが、①の手数料は、その額の多寡によって顧客へのリターンに直接影響するものであることから、顧客の関知しないところで支払われてしまうことのないよう、投資サービス法においては、幅広く開示を義務づけることとしてはどうか。

他方、②の手数料については、

- ・ 投資信託や変額年金保険においては、販売業者が強力なスポンサーとして設計段階から関わり、各種手数料などスポンサーの利益が大きくなるよう商品設計するきらいがあることは否めない、
- ・ 当該の各契約によって業者や勧誘担当者個人がいくらの手数料を得るかという事実は、消費者が投資を決断する上で極めて重要であることから、業者側に対し開示の義務づけを行うことは必要、

との意見がある一方、

- ・ このような手数料は、保険会社が代理店等に委託した業務の対価であって、保険会社の事業費の一部であることから、保険原価の内訳という性格が強く開示にはなじみにくい側面があること、
- ・ 手数料開示により、手数料格差があたかも商品・サービス内容に相違につながるかのような誤解を利用者に与える懸念があること、

といった意見もある。

販売業者が商品の組成業者から得る販売手数料の多寡が販売業者の販売・勧誘行動に対して何らかの影響を与える可能性については否定できないことに鑑みれば、販売手数料の水準は投資判断に際しての重要な参考情報と考えられる一方、このような開示義務をもっとも徹底した場合、販売を担当する従業員の

給与の一部としての販売手数料についても開示を義務付けるといった帰結になり得るが、この問題について、どう考えるか。

## **(8) 投資サービス業者であることの表示義務** 論点7

投資サービス法については、その規制対象となる業者であることが、利用者一般から見て信頼し得る業者であるとの社会的評価につながるような法制を目指すべきとの指摘があったほか、事業者の一部からも、「JISマークのような」との比喻で利用者にとって安心できる金融商品・サービスとそうでないものを区分できないかとの意見が寄せられているところである。

また、最近の苦情・相談事例の中には、未公開株の募集のように無登録業者が関与しているものが少なからず見られる。このような無登録業者の活動は、利用者保護上問題であることはもとより、商品・サービスに対する利用者一般の信頼に悪影響をもたらしかねず、健全に業務を行っている業者にとっても不利益となるものである。

以上を踏まえ、投資サービス業者に対しては、営業所等における標識掲示義務に加え、商品取引所法214条7号で自らの商号を顧客に告げる義務を課している例も参考に、顧客に対する投資サービス法上の登録業者である旨の表示義務を課すことが考えられるが、どうか。

## **(9) プロ向けの場合に適用除外する行為規制** 論点8

金融審議会第一部会第35回（10月20日）において、プロ・アマの議論がなされたが、プロに対する行為規制の適用について、例えば、以下のよう  
に考えられるが、どうか。ここに挙げられたもの以外の行為規制の取扱い、特に適合性原則の取扱いについて、どう考えるか。

- ・ 契約締結前における説明・書面交付義務、契約締結時における取引報告書等の交付義務については、情報格差の是正を目的に一定の事項に関する情報提供を一律に義務付けているものであり、取引相手がプロの場合は、必要な情報は自ら入手することが可能なことから、このような規制は不要であり、むしろ規制によるコストが問題とも考えられることから、適用除外とする。
- ・ 虚偽の表示又は断定的判断の提供による勧誘の禁止、損失補填の禁止については、利用者保護のための規制との側面もあるが、市場における情報や価格の公正確保のための規制としての側面もあることから、取引の相手方がプロであっても、適用除外とはしない。

## (10) エンフォースメント 論点9

ルールの実効性の確保（エンフォースメント）の重要性については、「中間整理」をはじめ、当部会における審議において、これまでも指摘されてきたところであるが、その強化の観点から、具体的にどのような方策が考えられるか。

エンフォースメントの強化が極めて実務的な問題であることに鑑みれば、検査・監督等の現場からの指摘が重要であるが、その観点から、さる11月29日に証券取引等監視委員会が行った建議（資料1-6）において指摘されている以下の事項については、投資サービス法の法制化に向けた作業の中で、前向きに対応すべきと考えられるが、どうか。

### 【参考】 建議における指摘事項

- ・ 顧客の「見せ玉」等売買の申込み行為による相場操縦を課徴金の対象とすること。
- ・ 証券会社の自己の計算における「見せ玉」等売買の申込み行為を刑事罰及び課徴金の対象とすること。
- ・ 業務範囲の見直しに係る顧客保護等のための措置を講ずること。

## (11) 金融商品販売法の拡充 論点10

平成11年の当部会における審議を踏まえて法制化された「金融商品販売法」は、その施行（13年4月）後4年半を経た今日に至るまで、裁判実務において、あまり利用されていないとの指摘がある。他方、金融商品販売法の対象となっている金融商品の販売等については、勧誘や説明が不適切との理由で民法上の不法行為責任が認められている裁判例も少なくない。

金融商品販売法は、民法上の一般不法行為規定に比べ、金融商品販売業者等の損害賠償責任の法定や損害額の推定により顧客（原告）の立証責任が軽減される等、業者等の説明義務違反により損害を被った顧客の民事的救済に資するはずのものであり、あまり利用例がないのは、損害額の推定が発動される要件が狭いことが主な理由と考えられる。

金融商品販売法の対象となる金融商品について民法上の不法行為責任を認めた裁判例では、ワラント、信用取引、オプションや外為証拠金取引等の「商品

の仕組み」自体について説明義務があることが指摘されている。こうしたことを踏まえ、損害額の推定等は、民事責任の原則を修正するものであることから、法制面の十分な検討が前提となるが、例えば、金融商品販売法における説明義務について、説明事項に「取引の仕組み」を追加する等の拡充を図り、同法を顧客（原告）にとってより使いやすいものとする方向で検討を進めることが考えられるが、どうか。

## **(12) 金融経済教育** **論点11**

金融経済教育の重要性については、当部会でも、累次にわたって指摘がなされてきており、金融庁においても、金融経済教育の拡充をうたった「金融改革プログラム（昨年12月）」の趣旨を受け、本年3月以降、「金融経済教育懇談会（大臣の私的懇談会）」を開催（7回の会合を経て6月に論点整理を公表）したほか、内閣府、文部科学省、日本銀行、金融中央広報委員会その他の関係官庁・団体と連携しつつ、小学生、中学生・高校生向けのパンフレットの作成や、シンポジウムの開催、児童・生徒に直接接している教職員から直接意見を聞くための「金融経済教育についての連絡協議会（昨年5月～6月）」を開催する等の取り組みを進めてきている。

こうした取組みに加えて、投資サービス法においても、例えば、

- ・ 投資サービス法上の自主規制機関の業務として、「金融経済教育に関すること」を追加する
- ・ 自主規制機関に対して金融経済教育に関する協力に関する規定を設けること等、

法律上もその意義を明確なものとするのが考えられるが、どうか。